

新型コロナウイルス感染症対応に係る臨時休業の実施に伴う授業日の補充について
高 校 教 育 課
特 別 支 援 教 育 課

1 対応方針

夏季休業日の期間変更による授業日の補充

- ・ 夏季休業日に授業を行うことができる日数 20日以内
※更に不足する分は土曜日等に行う臨時授業で補充

2 変更点

○現行

**長期休業日の授業を行うことができる日数
年間10日以内**

※土曜日、日曜日及び祝日を除く



- ・ 大分県立学校管理規則第2条第3項
- ・ 大分県立学校管理規則の一部を改正する規則の施行について（通知）H18.1.30

○今回に限っての変更点

**夏季休業日の授業を行うことができる日数
20日以内**

※土曜日、日曜日及び祝日を除く

3 手続

- ・ 夏季休業日に授業を行うことができる日数を20日以内として通知
- ・ 冬期休業日、学年末休業日の授業を行うことができる日数については必要があれば別途通知